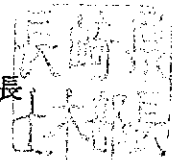


22 建企 第 415号
平成22年11月 2日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会

様

長 崎 県 土 木 部 長



「長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について」
の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり改正することとなりましたので通知します。

記

1. 改正内容

系列会社の基準として、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（但し、親会社が長崎県の入札参加資格がない場合を除く。）の表記について、括弧書きの「但し、親会社が長崎県の入札参加資格がない場合を除く。」を削除する。

2. 改定理由

入札参加資格がない親会社（持株会社等）の元で子会社同士を、系列会社とみなさないとする、持株会社等を作ることにより、複数の系列子会社が、同一入札に参加できることになり、制度の主旨に反し、入札の適正さが阻害されるため。

3. 改正箇所

別添「新旧対象表のとおり」

3. 適用日

平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

4. 留意事項

本通知以降、系列会社の基準に該当した場合は、速やかに「系列会社についての変更届出書」を記入の上、土木部建設企画課公共工事契約指導班あて、提出をお願いします。

添付書類

（参考）・系列会社の考え方（改定有）

・ 系列会社についての変更届出書（記入例、記入要領を含む）（改定無）

長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について

1. 実施事項

入札の適正さが阻害される恐れがある一定の関係（資本的关系、人的関係）にある複数の者（「系列会社」）の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合には、4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2. 系列会社の基準

1) 資本的关系

以下のいずれかに該当する二者以上の場合。

①親会社と子会社（旧商法（平成17年改正前）第211条の2第1項及び同条第3項若しくは会社法施行規則第3条に規定する親会社、子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

〔※会社Aが他の会社Bの総株主の議決権の過半数を保有している関係にある場合、会社Aは会社Bの親会社であり、会社Bは会社Aの子会社となる。〕

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（但し、監査役を除く）

3) 複合的关系

上記、1) 2) が複合して該当する二者以上の場合。

3. 公告等への記載

入札公告共通事項書に、「入札公告の日から落札決定の日までの間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと」を競争参加資格要件として記載する。又、入札公告及び入札執行通知書に、同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を記載することとし、入札に関する条件として明示するものとする。

4. 該当する場合の取り扱い

1) 競争参加資格の確認、競争参加資格不適格の決定及び、入札無効等に関する取扱い

事前審査型入札においては、一般競争入札実施要綱第12条第2項に基づく競争参加資格確認通知書により、競争参加資格がない旨の通知を行い、入札参加を規制する。尚、同通知後から落札決定までの間で、新たに同系列会社の基準に該当することとなった場合は、同要綱第24条第1項に基づき、その者のした入札を無効とする。

同様に、事後審査型入札においては、同要綱第21条第2項に基づく競争参加資格要

件不適格通知書により、競争参加資格がない旨の通知を落札候補者に行い、その者のした入札を無効とする。

ただし、同系列会社に該当する者が、基準に該当する事に気づき、一者を除く全てが入札に参加しない（事前審査型入札は競争参加資格確認申請書の取下げ、事後審査型入札は入札参加申込書の取下げ又は入札不参加）場合には、残る一者の入札は無効とはしない。

共同企業体の場合、系列関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか1企業体のみの入札参加とする。（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能。）

また、系列会社の関係にある入札参加希望者が、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合と解さない。

2) 指名停止に関する取り扱い

前記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象とする。

5. 系列会社に関する有資格業者からの照会・確認への対応について

1) 有資格業者から自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当・取扱い状況について、各発注機関に照会・確認があった場合は、当該者の関係するデータについてのみ、閲覧方式又は文書により回答するものとし、電話による回答は行わないものとする。

2) 閲覧の際は、当該者の身分証明書又は名刺等により所属・役職を確認したうえで、閲覧に供するものとする。

6. 系列関係に変更を生じた場合の取り扱い

有資格業者が系列関係に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）を生じた場合は、速やかに「系列会社についての変更届出書」を記入の上、土木部建設企画課あて、書面にて届け出ることとする。

7. 適用日

本取扱いについては、平成18年4月1日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。

本取扱いについては、平成21年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

本取扱いについては、平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から適用する。

「建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について」 改正新旧対照表

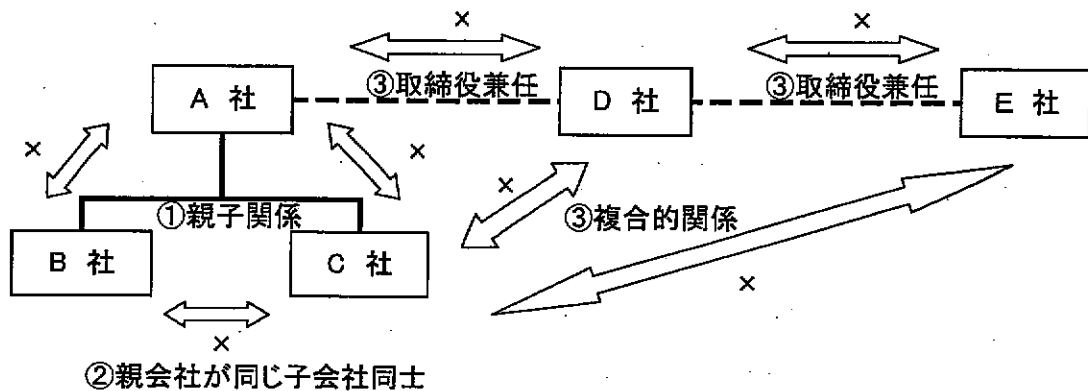
P1

改	改	正	前
2. 系列会社の基準 1) 資本関係 (略) ①親会社と子会社 (以下略) ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。・・・<u>括弧書き内の内容を削除</u> 7. 適用日 <u>本取扱いについては、平成23年4月1日以降に入札公告又は入札執行する建設工事から適用する。・・・適用日の追加</u>	2. 系列会社の基準 1) 資本関係 (略) ①親会社と子会社 (以下略) ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (但し、親会社が長崎県の入札参加資格が無い場合を除く。) 7. 適用日 (略)		

(参考)系列会社の考え方

【同一入札への参加が制限される場合】○A社、B社、C社、D社、及びE社は、系列会社と見なし、いずれか1社のみの入札参加となる。

※「資本的つながり」及び「役員の重複」により、ある会社が他の会社の営業上の意志を左右できる状況にあるため。



————— 資本関係のつながりあり

----- 役員等の兼任あり

基準

長崎県の入札参加資格を有する者の範囲で次の関係を有する場合。

- ①親会社と子会社の関係
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員等の兼任等

①～③を含めた複合的關係

※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

↔
x 同一入札への参加が制限される関係

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- ※「監査役」、「執行役員」は、役員に該当いたしませんので、ご留意下さい。

○複合的關係

上記の資本関係、人的関係が複合した関係も同一入札に参加することはできません。
(※例えば、上記関係図でのA社とE社、B社とD社、C社とD社、B社とE社、及びC社とE社の関係)

◎申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、指名停止措置の対象となったり、入札参加資格が取り消されることがありますので、十分留意の上、作成願います。

系列会社についての変更届出書

記入例

申請日: 平成 18 年 04 月 02 日

※受付番号

1. 貴社に関する事項

1) 建設業許可番号

01

2) 商号又は名称
のフリガナ

02

ナガサキドボク

3) 商号又は名称

03

(株)長崎土木

4) 住 所

04

長崎県長崎市大橋11-1

2. 系列会社に関する事項

1) 建設業許可番号

06

2) 商号又は名称
のフリガナ

07

エドマテケンセツ

3) 商号又は名称

08

(有)諫早土木

4) 住 所

09

長崎県諫早市永昌東町25-8

5) 変更項目

09

☐ イ 資本のつながりに関する(親子会社及び子会社同士に関する)内容変更 ☐ 役員の重複に関する内容変更

(記入例: 資本的つながりに関する変更の場合は「イ」、役員の重複に関する変更の場合は「ロ」、
両方に関する場合は「イロ」と記入する。)

①資本的つながり

10

0 解除 1 追加 ※上記の5)変更項目で「イ 資本的つながり」を含む場合に記入する。

(記入例: 上記の系列会社との資本的つながりが解除された場合は「0」を、新たに資本的つながりが発生した場合は「1」を記入する。)

◇上記で「1 追加」の場合には、「系列会社」と貴社との関係について、下記項目を記入する。

11

0 親会社 1 子会社 2 子会社同士

(記入例: 「系列会社」が貴社の親会社の場合は「0」、貴社の子会社の場合は「1」、貴社と子会社同士の場合は「2」と記入する。)

◇上記で「2 子会社同士」の場合には、対象となる親会社について、下記項目を記入する。

対象となる親会社に関する事項

1) 建設業
許可番号

01

2) 商号又は名称
のフリガナ

02

3) 商号又は名称

03

4) 住 所

04

②役員の重複

11

0

0 解除 1 追加 ※上記の5)変更項目で「ロ 役員の重複」に関する内容変更を含む場合に記入する。

(記入例: 上記の系列会社との役員重複が解除された場合は「0」を、新たに役員重複が発生した場合は「1」を記入する。)

◇上記「②役員の重複」を記入した場合は、下記の事項を記入

姓と名前の間は1文字あけること。

旧役員の氏名

12

長崎 次郎

旧役員の貴社での役職

2

旧役員の系列会社での役職

1

※「代表取締役」の場合「0」、
「取締役」の場合「1」、
役員でない場合「2」を記入する。

13

14

新役員の氏名

15

山田 太郎

新役員の貴社での役職

0

新役員の系列会社での役職

2

※「代表取締役」の場合「0」、
「取締役」の場合「1」、
役員でない場合「2」を記入する。

16

17

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 役職名には、「代表取締役」又は「取締役」(社外取締役を含む。)のいずれかを記載する。

※「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しないので、記入しないこと。

◎申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、指名停止措置の対象となったり、入札参加資格が取り消されることがありますので、十分留意の上、作成願います。

「系列会社についての変更届出書」の記入要領

項 目	記 入 要 領																								
受付番号	※記入不要																								
1. 貴社に関する事項 1)建設業許可番号 2)商号又は名称のフリガナ 3)商号又は名称 4)住 所	○貴社の建設業許可番号を記入する(記入例を参照) ○「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入する。その際、濁点及び半濁点は1文字としない。例えば「ガ」又は「パ」のように濁点等がついた文字は、1文字で記入する。 ○貴社の商号又は名称を記入する。(記入例参照)※左詰めで記載すること。 ※注1)株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td><td>(株)</td><td>有限会社</td><td>(有)</td><td>合資会社</td><td>(資)</td></tr> <tr> <td>合名会社</td><td>(名)</td><td>協同組合</td><td>(同)</td><td>協業組合</td><td>(業)</td></tr> <tr> <td>企業組合</td><td>(企)</td><td>財団法人</td><td>(財)</td><td>社団法人</td><td>(社)</td></tr> </tbody> </table> 注2)株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとし、3文字として記入する。 (例えば(株)の場合、'('と'株'と')'をそれぞれ一文字として記入する。) ○住所は左詰めで都道府県から記入し、「丁目」、「番地」は「- (ハイフオン)」により省略して記載する。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	財団法人	(財)	社団法人	(社)
種類	略号	種類	略号	種類	略号																				
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																				
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																				
企業組合	(企)	財団法人	(財)	社団法人	(社)																				
2. 系列会社に関する事項 1)建設業許可番号～4)住所 5)変更項目	○上記の1. の「貴社に関する事項」の記入要領と同様に 系列会社の1)建設業許可番号、2)商号又は名称のフリガナ、3)商号又は名称、4)住所について記入する。 ○変更項目: ◇資本的つながりの場合は「イ」、役員の重複に該当する場合は「ロ」、両方に該当する場合は「イロ」と記入する。 ◇「① 資本のつながり」を含む場合に、「変更内容」が、解除になる場合は「0」、新たに「系列会社」として追加となる場合は「1」を記入する。 ◇上記の「① 資本のつながり」で「1追加」の場合は、「系列会社」と貴社との関係については、 「系列会社」が貴社の親会社の場合は「0」と記入する。 貴社の子会社の場合は「1」と記入する。 貴社と子会社同士の場合は「2」と記入する。 ◇「2 子会社同士」の場合は、親会社の1)建設業許可番号、2)商号又は名称のフリガナ、3)商号又は名称、4)住所について記入する。 ◇「② 役員の重複」を含む場合は、「変更内容」が、重複解除になる場合は「0」、新たに「役員の重複」として追加となる場合は「1」を記入する。 ◇上記の「② 役員の重複」を記入した場合は、旧役員及び新役員の「氏名」、「貴社での役職」、「系列会社での役職」を記入する。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※役員の名前は左詰めで記載し、姓と名前との間は1文字あけること。 ※「役職」は「代表取締役」、「取締役」のいずれかが該当するものを「代表取締役」の場合は「0」、「取締役」の場合は「1」と記入する。 ※役目の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入して下さい。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 常務取締役→「取締役」																								